

市 政 報 告

令和 6 年 12 月 4 日
第 4 回市議会定例会

令和 6 年第 4 回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「損害賠償請求事件の控訴」について申し上げます。

令和 2 年 5 月 1 日に成年後見等開始の審判申立てがなされたことにより、権利の侵害を受けたとされる市民が原告となり、美唄市ほか 2 名を被告とした令和 5 年(ワ)第 31 号損害賠償請求事件につきましては、札幌地方裁判所岩見沢支部において、去る令和 6 年 9 月 26 日午後 1 時 30 分より判決が言い渡され、原告の請求が棄却されましたが、令和 6 年 10 月 9 日、原告側は判決を不服とし、札幌地方裁判所岩見沢支部に控訴を提起しました。

現時点において、控訴の理由等は明らかにされておりませんが、引き続き、本市が依頼する代理人弁護士をとおして対応してまいります。

つぎに、「美唄市と台湾花蓮県富里郷との友好交流協定締結」について申し上げます。

去る令和 6 年 10 月 1 日、美唄市は台湾花蓮県富里郷との間で、海外自治体とは初めてとなる友好交流協定を締結しました。

この協定の締結により、農業を基幹産業とする双方が各々の特性を活かした行政連携に取り組む中で、それぞれの課題解決に向けた連携手法を模索しながら、地域農業や経済をはじめとする相互のさらなる発展を目指してまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。